

日連 4 第 126 号
(業 1 第 9 号)
令和 4 年 4 月 27 日

国際税務情報研究会
会長 中 里 実 様

日本税理士会連合会
会長 神 津 信 一

諮 問

貴研究会に下記の事項を諮問します。

記

主要国及び我が国と経済的に緊密な関係をもつ一部発展途上国における付加価値税制に関する国際比較について

(諮問の主旨)

我が国の消費税制は付加価値税制として、平成元年（1989 年）に高齢化社会の本格的な到来を見据えた財源確保を目的として導入されました。その後、厳しさを増す国家財政の状況や社会経済の変化に対応し、課税取引や免税事業者の範囲、税率、簡易課税制度などが、適時に見直されるとともに、消費税自体は国家財政における主要財源としての役割を担ってきました。近年では、デジタル取引への課税の適切性を担保する目的でリバースチャージ方式が導入されたほか、令和 5 年（2023 年）10 月からは、日本版インボイス制度の導入も決定しております。

一方、最終的には消費者が負担する税目という性質からは、本来は可能な限り、シンプルであるべき税制が、度重なる改正により年々複雑化する傾向にあり、納税義務者である事業者や税務専門家にとって、わかりにくい側面を有していることも事実です。

焦点を国際社会に向けると、我が国に先行して、付加価値税制を導入していた主要国でも、様々な同制度の改正がなされ、現在ではデジタル取引の拡大に対応した、電子インボイス制度を積極的に導入・運用している国もあるところ です。

また、有史以来のグローバル経済の進展に伴い、アジア経済も成長拡大し、我が国と経済的に密接な関係をもつ一部の発展途上国においても付加価値税制の導入が進んでおります。

こうした税制を取り巻く外部環境の変化の中、税務専門家サイドにおいても、関与先企業の活動の国際化とデジタル化に対応すべく、国際的な視点に立ち、付加価値税制、とりわけ電子インボイス制度を研究する必要性がこれまで以上に増しております。

上記の主旨から、付加価値税制に焦点を当てた国際比較の手法により、電子インボイス制度を中心として、主要国等の同税制の概要を示したうえで、税務専門家の立場から、我が国の現行税制について、研究していただきたく、貴研究会に諮問します。

以 上